こ 成 総 第 1 8 号 支 総 第 9 号 健発 0 4 2 8 第 8 号 生食発 0 4 2 8 第 8 号 社援発 0 4 2 8 第 1 号 障発 0 4 2 8 第 1 号 を発 0 4 2 8 第 9 号 令和 5 年 4 月 2 8 日

都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 中核市市長 保健所政令市市長 特別区区長

> ど も 家 庭 成 育 長 ども 家 庭 庁 支 援 냩 局 生 労 働 省 健 툰 康 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 生 労 働 省 老 健 녙 (公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正に ついて

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了知いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところです

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)